

岩手県告示第 785 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 19 年 11 月 13 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 花泉藤沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
東磐井郡藤沢町黄海字天沼 133 番 5 地先から字本沢 97 番 4 地先まで	新	A 45.8~7.8 m	m 220.0
東磐井郡藤沢町黄海字天沼 133 番 5 地先から 197 番地先まで		B 80.7~1.0	198.1
東磐井郡藤沢町黄海字天沼 133 番 5 地先から 153 番 9 地先まで		C 17.5~6.0	170.1
東磐井郡藤沢町黄海字天沼 133 番 5 地先から字本沢 97 番 4 地先まで	旧	A 25.6~7.8	220.0
東磐井郡藤沢町黄海字天沼 133 番 5 地先から 197 番地先まで		B 80.7~1.0	198.1

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部千厩土木センター
 - (2) 期間 平成 19 年 11 月 13 日から同年 12 月 13 日まで